

## 公立大学法人横浜市立大学予算規程

制 定 平成 17 年 4 月 1 日 規程第 33 号  
最近改正 令和 2 年 4 月 1 日 規程第 17 号

### 第 1 章 総則

#### (目的)

第 1 条 この規程は、公立大学法人横浜市立大学会計規則（以下「会計規則」という。）に基づき、公立大学法人横浜市立大学（以下「法人」という。）における予算の作成、執行の意思決定、執行結果の報告その他法人の予算に関する事項を定め、予算の適正かつ効率的な運用を図ることを目的とする。

#### (予算の定義)

第 2 条 この規程における予算とは、地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号。以下「法」という。）第 27 条第 1 項に定める年度計画（以下「年度計画」という。）に基づき、法人における教育、研究、診療その他の活動に関する計画を明確に計数化したものという。

#### (予算単位と予算責任者)

第 3 条 会計規則第 7 条に定める予算単位及び予算責任者は、別表に定めるところによる。

2 法人（附属の病院を除く）の予算責任者は、法人の予算を取りまとめる。

### 第 2 章 予算の作成

#### (予算編成方針)

第 4 条 理事長は、予算を作成するための具体的な考え方を示した予算編成方針を策定する。

2 予算編成方針は、策定後直ちに予算責任者に通知する。

#### (予算単位の予算案)

第 5 条 予算責任者は、予算編成方針に基づき予算案を作成し、理事長に提出する。

#### (予算責任者への配分及び通知)

第 6 条 理事長は、会計規則第 14 条第 2 項の規定により予算を決定した場合には、予算責任者に配分し、その旨を通知する。

### 第 3 章 予算の変更

#### (予算単位間の振替)

第 7 条 予算責任者は、予算単位間で予算を振り替える必要が生じた場合には、理事長の承認を得なければならない。

#### (予算の流用)

第 8 条 予算責任者は、配分を受けた予算のうち年度計画に基づく予算の区分間において、金額を移し替えて流用する必要が生じた場合には、理事長の承認を得なければならない。

#### (予算変更の決定及び配分)

第 9 条 理事長は、利益剰余金の活用や収支に重大な影響を及ぼす予算の変更を行おうとする

場合には、会計規則第14条第2項に準じて決定する。

2 前項の規定により予算の変更を決定した場合には、当該予算責任者に変更する予算を配分し、その旨を通知する。

(緊急を要する場合の予算の変更)

第10条 理事長は、真に緊急やむを得ない場合に限り、前条第1項の手続きを経ずして予算を変更することができる。

2 理事長は、前項の規定により予算を変更した場合には、直ちに経営審議会に報告しなければならない。

#### 第4章 収入予算

(収入予算の確保)

第11条 理事長及び予算責任者は、事業年度の収入予算を確保し、財務の健全性を維持するとともに、可能な限り収入の増加を図り、法人の発展に資するよう努めなければならない。

#### 第5章 支出予算

(執行の意思決定に関する定義)

第12条 支出予算の執行の意思決定とは、支出予算の執行に関する一連の行為のうち、支出の原因となる契約その他の行為及びこれに付随する事務手続に関して、経理責任者に依頼するまでの行為をいう。

(執行の意思決定に関する原則)

第13条 予算責任者は、予算の区分毎の目的や差引状況と照らし合わせて、事業計画を適正かつ効率的に達成できるよう支出予算の執行の意思決定を行わなければならない。

#### 第6章 支出予算の繰越

(支出予算の繰越ができる場合)

第14条 理事長は、次の各号に該当する場合、支出予算を次の事業年度に繰り越すことができる。

- (1) 運営費交付金を財源とする事業で、事業年度終了時において業務が終了しない特別な事情が認められる場合
- (2) 契約を締結済みの調達において、法人の責によらない理由で事業年度終了時に検収が行われていない場合
- (3) その他、他の法令等により認められる場合

(予算責任者からの繰越の申請)

第15条 予算責任者は、支出予算の繰越を要する場合には、速やかに理事長に申請しなければならない。

(繰越の決定及び通知)

第16条 理事長は、第14条第1号又は第3号により支出予算の繰越を行おうとする場合には、会計規則第14条第2項に準じて決定する。

2 前項の規定により支出予算の繰越が決定した場合には、その旨を当該予算責任者に通知する。

第7章 予算の執行結果  
(決算報告書の作成)

第17条 理事長は、会計規則第16条に基づき報告された執行結果を基に、法第34条第2項に定める決算報告書を作成する。

2 決算報告書は、会計規則第14条第2項に準じて決定する。

第8章 雜則  
(その他)

第18条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、財務を担当する副理事長が定める。

附 則  
この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年規程第17号)  
この規程は、令和2年4月1日から施行する。

別 表

予算単位及び予算責任者（第3条）

予算単位	予算責任者
法人（附属の病院を除く）	事務局長
附属病院	病院長
附属市民総合医療センター	病院長